

発議案第 1 1 号

女性トイレの維持及び安心・安全の確保を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 1 4 日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者	八千代市議会議員	林	隆	文
賛成者	八千代市議会議員	宮	内	鋭
	同	植	田	進
	同	末	永	隆
	同	辰	己	百 恵
	同	林		利 彦
	同	三	田	登

## 提案理由

国に対し、女性トイレの維持及び安心・安全の確保を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 女性トイレの維持及び安心・安全の確保を求める意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、トイレを男性用と女性用とに分ける原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされた。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性がある。

しかし、女性トイレは、女性が長年を掛けて獲得してきたものである。多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性たちが血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。性犯罪のほとんどが男性によるものであり、個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり持ち出される事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。

したがって、事業所トイレにおける原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、また女性トイレはすべからず維持し、かつ女性の安心・安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることは極めて重要である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを崩さないこと。
- 2 国は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからず維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心・安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることを。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様